

■ Article ■

令和3年税制改正大綱(2)

税理士 土屋栄悦

I 法人税課税

1. DX (デジタルトランスフォーメーション) 投資促進税制の創設

経済の持続的成長のためには、デジタル技術を活用した企業変革が重要となっていることを踏まえ、新規ビジネスの構築等に関する計画に基づく、接続性・クラウドの利用・レガシーシステムからの脱却・サイバーセキュリティといった点が確保された事業変革デジタル投資を促進する税制を創設する。

区 分	内 容	
対象者	産業競争力強化法の事業適応計画 (仮称) の認定を受けた青色申告書法人	
適用要件	産業競争力強化法の施行の日から令和5年3月31日までの間の取得・事業供用	
認定要件	デジタル (D) 要件	企業変革 (X) 要件
	(1) データ連携・共有 (他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること) (2) クラウド技術の活用 (3) 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得 (レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保)	(1) 商品の製造原価が8.8%以上削減されること等 (2) 生産性向上や売上高の上昇の目標を定めること ① 契約期間内で、ROAが2014年～2018年の平均を基準値として1.5ポイント向上 ② 計画期間内で、売上高伸び率 ≥ 過去5年度の業種売上高伸び率 + 5%ポイント (3) 投資総額が売上高比0.1%以上であること
対象設備 (投資総額上限300億円)	・ソフトウェア ・繰延資産 (クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用) ・機械装置及び器具備品 (ソフトウェア又は繰延資産と連携して使用されるものに限る。)	
取扱い	特別償却	税額控除
	取得価額等の30%	取得価額等の3% (グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合5%) (注) 税額控除の控除限度は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%である。

施行期日：産業競争力強化法の改正法の施行の日から適用される。

2. カーボンニュートラル投資促進税制の創設

気候変動問題については、経済社会システムの変革を通じて環境・エネルギー上の諸課題に対応し、環境と成長の好循環を実現することが重要である。

「2050年カーボンニュートラル」という高い目標に向けて、産業競争力強化法を改正し、同法に定める「中長期環境適応計画」（仮称）に基づき①脱炭素化を加速する製品を生産する設備（中長期環境適応需要開拓製品生産設備）②生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備（中長期環境適応生産性向上設備）の導入について、税額控除又は特別償却を創設する。（3年間の時限措置）

区 分	内 容			
対象者	産業競争力強化法の事業適応計画（仮称）の認定を受けた青色申告書法人			
適用要件	産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、中長期環境適応計画（仮称）に基づく脱炭素化効果の大きい設備投資への投資			
対象設備（投資総額上限500億円）	中長期環境適応需要開拓製品生産設備	中長期環境適応生産性向上設備		
	機械装置	機械装置、器具備品、附属設備、構築物 ※事業所の経済活動炭素生産性1%向上		
取扱い	特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
	取得価額の30%	取得価額の10%	取得価額の50%	取得価額の5% (温室効果ガスの削減に著しく資するものは10%)

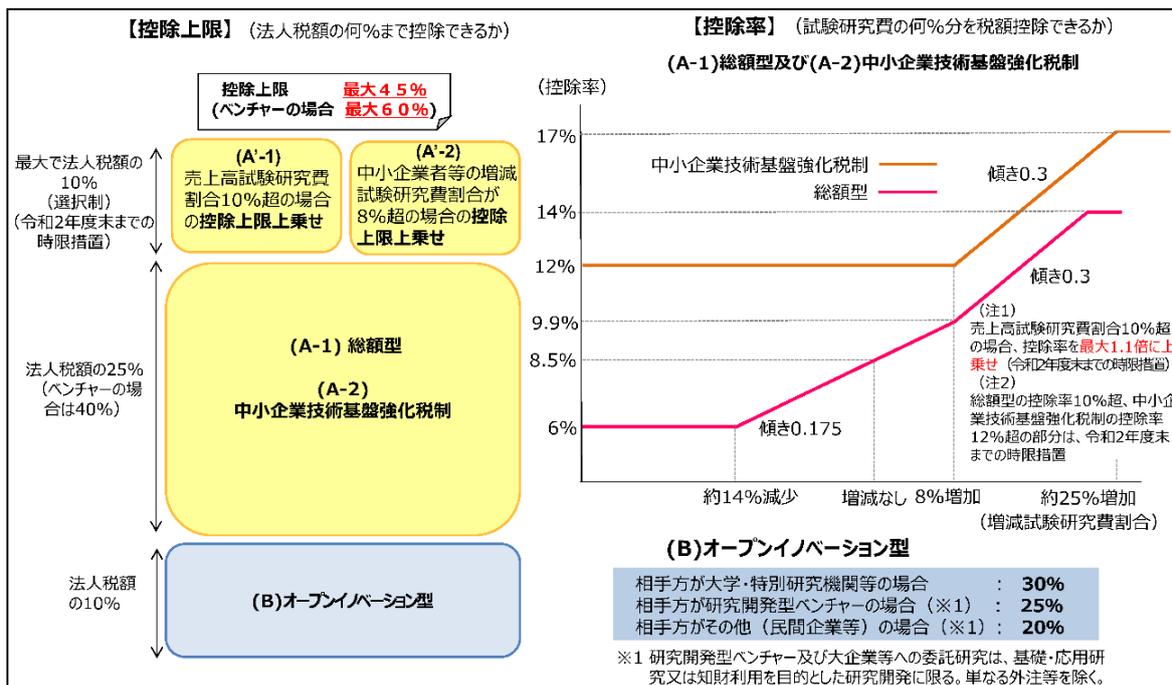
（注）税額控除の控除限度は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%である。

施行期日：産業競争力強化法の改正法の施行の日から適用される。

3. 研究開発税制の見直し

「Society 5.0」を実現するためには、個別産業でのデータ・AIの活用・実装が重要。ウィズ/アフターコロナの流れは、日本企業にとって、ピンチでありチャンス。コロナ禍において、積極的に研究開発投資を維持・拡大する企業を後押しするとともに、リアルデータ・AIを活用してビジネスモデルを転換する等、DXの推進が不可欠である。そこで、試験研究開発税制の拡充が図られた。

(1) 現行の研究開発税制の概要



出典：経済産業省産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 試験開発税制の概要

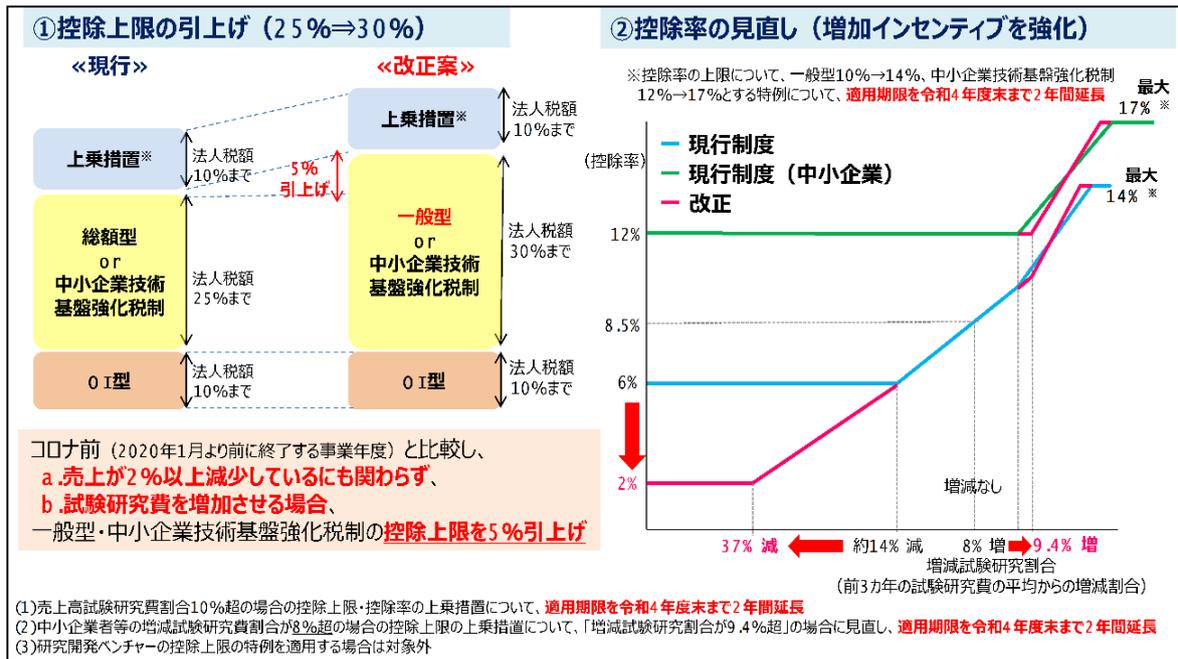
(2)一般型 (旧総額型) インセンティブ強化

①控除上限の引上げ

現下のコロナ禍でも、積極的に研究開発投資を維持・拡大する企業を後押しするため、研究開発税制の控除上限を法人税額の最大50%まで引き上げる (一般型・中小企業技術基盤強化税制25%→30%) とともに、控除率の増加インセンティブを強化した。

②控除率の見直し

時限措置 (控除率の上限引上げ、控除上限の上乗せ措置) について、適用期限を2年間延長する。



出典：経済産業省 令和3年改正資料

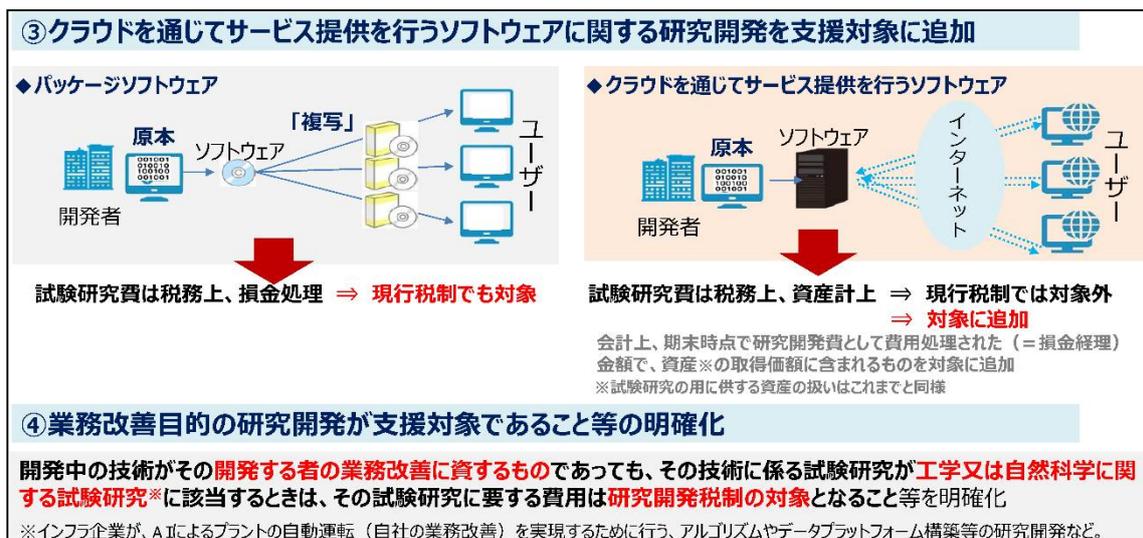
(3) デジタル化対応

① ソフトウェアの対象拡充

DX促進のためには、クラウドを活用してソフトウェアを提供する仕組みの構築が不可欠である。そのため、支援対象外となっているこれらのソフトウェアに関する研究開発を支援対象に追加する。

② 業務改善の対象明確化

あわせて、業務改善目的の研究開発も、税制支援の対象であることを明確化。※研究開発の範囲に関する国際的な基準を踏まえ、新たな知見を得るため／新たな知見の応用を考案するために行うに該当しないものについては、改めて、研究開発税制の対象範囲外であることを明記する。



出典：経済産業省 令和3年改正資料

(4)オープンイノベーション型運用改善

①監査手法の明確化と相手方確認プロセスの合理化

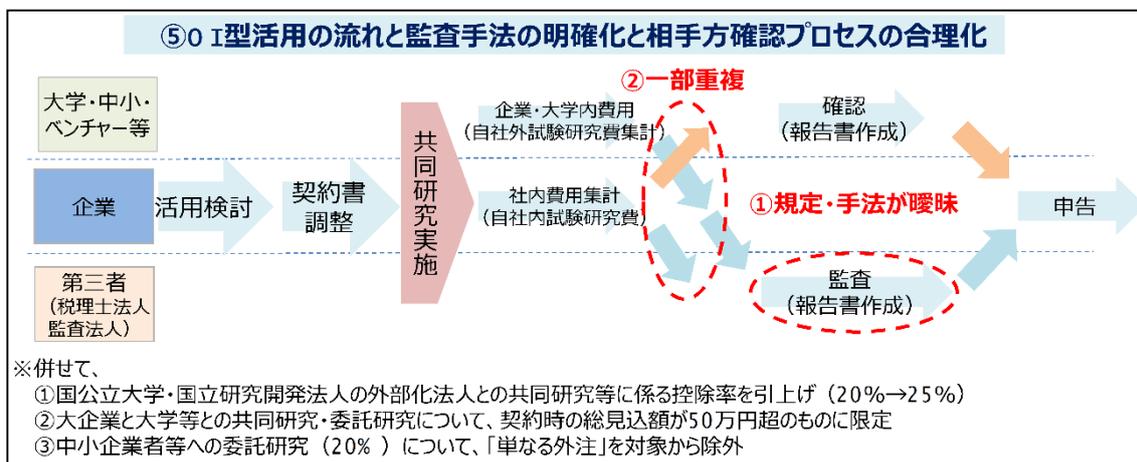
(イ)過度な「監査」手続きの回避（過度な費用負担の排除）

「監査」に関する規定が曖昧で誤解を招き、結果として、「会計監査」と同程度の過度な確認が実務上行われており、コストも嵩んでいるため、過度な監査業務を回避すべく、監査の方法を具体化（ガイドライン改訂）

具体的には人件費、原材料費及び経費、減価償却費それぞれを確認するためにどのような書類が必要かを明記するなど

(ロ)相手方の「確認」手続の合理化

現行制度では、共同研究の相手方の「確認」手続と、税理士・会計士等の第三者による「監査」とが一部重複しているため、まず企業が税理士等の第三者による「監査」を受け、共同研究の相手方は「監査」で作成された報告書を基に「確認」する、という手続を明確化（ガイドライン改訂）



出典：経済産業省 令和3年改正資料

施行期日：令和3年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

4. 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

コロナ禍で厳しい経営環境にある企業が、果敢に抜本的な企業革命に取り組むことができるように、産業競争力強化法の事業適応計画（仮称）の認定を受けた場合には、2年間にわたって生じた欠損金額を、翌年以後、最大5年間、適格投資の範囲内で繰越欠損金の100%繰越控除をすることができる特例を創設する。

区分	内容
対象者	産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、産業競争力強化法の事業適応計画（仮称）の認定を受けた青色申告書法人のうち同計画に従って事業適応（仮称：経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして一定の基準に該当するものに限る。）を実施するもの
適用要件	原則として、2020年度・2021年度に生じた欠損金が発生していること（2019年度の欠損金もコロナ禍の影響を受けたと認められる

	場合には対象なる。いずれにせよ、最大2事業年度。)
取扱い	繰越期間は最長5年間、所得金額の50%の欠損金の控除限度額に加算される金額は、対象欠損事業年度において生じた欠損金額のうち事業適応計画に従って行った投資額を限度とする。

施行期日：産業競争力強化法の改正法の施行の日から適用される。

5. 大企業向け人材確保等促進税制

労働者を取り巻く環境が大きく変化する中で、企業が新しい社会へ適応していくためには、事業や構造を変革する新たな人材の獲得及び人材育成の強化が重要である。また、企業の採用状況が悪化する中で第二の就職氷河期を作らないことも重要である。このため、大企業向けの賃上げ及び投資の促進に係る税制の要件を見直し、新規雇用者の給与等支給額及び教育訓練費の増加に着目した税制とする。原則として継続雇用者給与等の修正が不要となる。

	現行	改正案
適用要件	次のすべての要件を充足すること ①継続雇用者等支給額 : 対前年度増加率3%以上 ②国内整備投資額 : 当期の減価償却費の総額の95%以上	新規雇用者(新卒・中途)給与等支給額 : 対前年度増加率2%以上
取扱い	①雇用者給与等支給額の対前年増加額の15%の税額控除 ②教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費 \geq 前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍)を満たす場合には控除額を5%上乘せ(合計20%) ③税額控除額は法人税額の20%を限度	① 新規雇用者給与等支給額(注) の対前年増加額の15%の税額控除(注)雇用者給与等支給額の増加額が上限 ②教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費 \geq 前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍)を満たす場合には控除額を5%上乘せ(合計20%) ③税額控除額は法人税額の20%を限度

施行期日：令和3年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

6. 中小企業の所得拡大促進税制の見直し

中小企業全体として雇用を守り、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件を見直した上で、適用期限を2年延長する。

	現行	改正案
適用要件	継続雇用者等支給額 : 対前年度増加率1.5%以上	給与等支給額 : 対前年度増加率1.5%以上
取扱い	(1)給与等支給総額の増加額の15%の税額控除(法人税額20%限度)	(1) 給与等支給総額の増加額の15%の税額控除(法人税額20%限度)

	<p>(2)上乗せ措置 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと ①当期の教育訓練費\geq前期の教育訓練費の1.1倍 ②中小企業等経営強化法の認定を受けており、経営力向上が確実</p> <p>給与等支給総額の増加額の25%の税額控除（法人税額20%限度）</p>	<p>(2)上乗せ措置 給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと ①当期の教育訓練費\geq前期の教育訓練費の1.1倍 ②中小企業等経営強化法の認定を受けており、経営力向上が確実</p> <p>給与等支給総額の増加額の25%の税額控除（法人税額20%限度）</p>
--	---	---

※教育訓練費増加等要件は次のいずれかの要件を満たすもの

施行期日：令和3年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

7. 業績連動給与の拡充（国際金融都市に向けた税制措置）

投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対する業績連動給与については、投資家等のステークホルダーの監視下に置かれているという特殊性に鑑み、その算定方式や算定の根拠となる業績等を金融庁ホームページ等に公表すること等を要件として、損金算入を可能とする。

8. 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

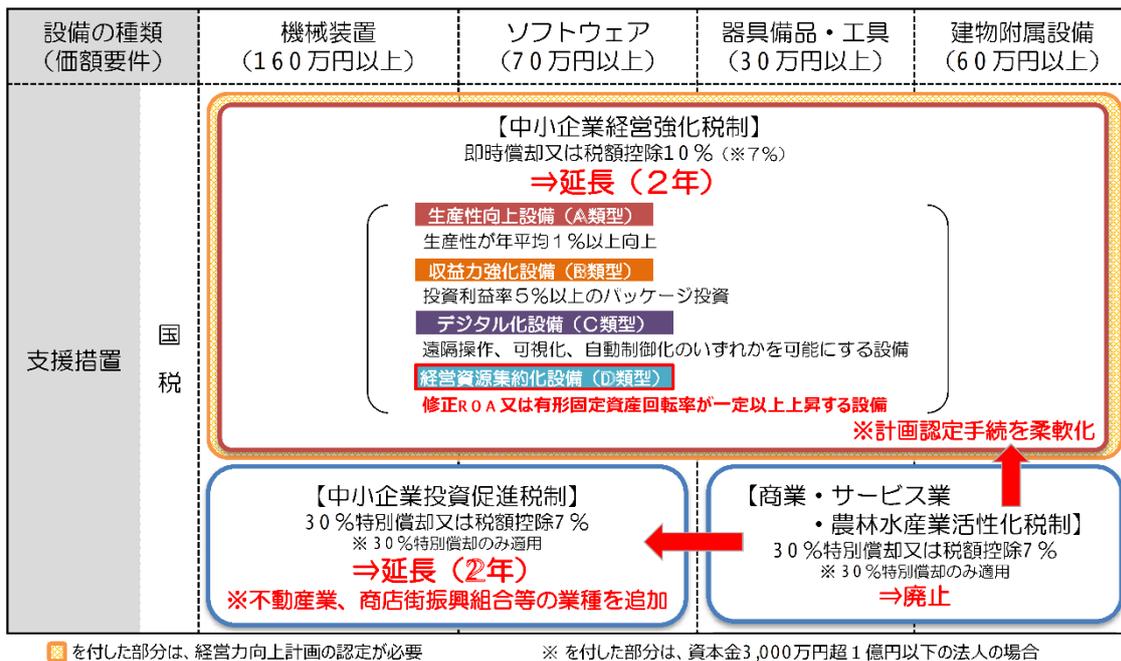
会社法改正で創設された株式交付制度を用い、買収会社が自社の株式を買収対価としてM&Aを行う際の対象会社株主の株式譲渡益の課税を繰り延べる（株の売却時に課税）。

実効的な制度とするため、事前認定を不要とし、現金を対価の一部に用いるものも対象とする（総額の20%まで）とともに、恒久的な制度として創設する。

9. 中小企業設備投資税制の延長

「中小企業経営強化税制」について、適用期限を2年間延長する。また、本税制の利便性を向上させるため、適用の前提となる計画認定手続を柔軟化する（例、工業会の証明書の取得と同時並行で、計画認定に係る審査を行うことにより、手続を迅速化）。

「中小企業投資促進税制」に「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」も取り込む形で（不動産業、商店街振興組合等を移管）制度を一本化した上で、適用期限を2年間延長する。

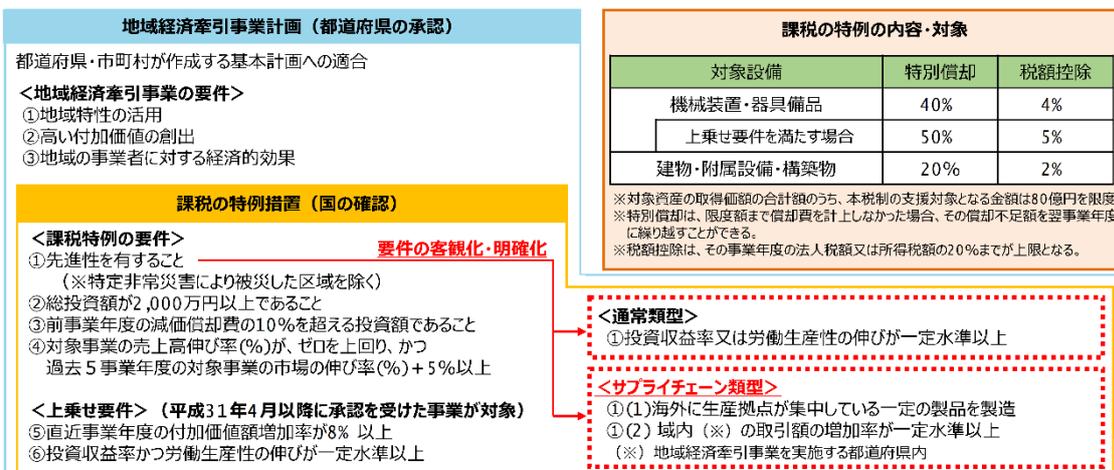


出典：経済産業省 令和3年改正資料

10. 地域未来投資促進税制の拡充・延長

地域未来投資促進税制について、特に高い付加価値を創出し地域経済を牽引する事業を集中的に支援する観点から、従来の措置に数値要件を追加するとともに、サプライチェーンの維持・強化を目的とする類型を追加した上で2年延長する。

また、自然災害や感染症が事業活動の継続に与える影響を踏まえ、特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について対象設備を見直した上で計画の認定期限を設定する等、頻発する災害に備えて対応力を強化するための取組みを進める。この特例は、適用期限が令和5年3月31日まで2年延長される。



出典：経済産業省 令和3年改正資料

11. 中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設

M&A実施後に発生する中小企業の特有のリスク（薄外債務、偶発債務等）に備える観点から、M&Aに関する経営力向上企画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によってM&Aを実施する場合（取得価額が10億円以下の場合に限る。）において、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入できることとする。（計画の認定期限：令和6年3月31日）

この準備金は、措置期間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して益金算入する。

12. 中小企業者等の法人税の軽減税率の延長

租税特別措置法による軽減税率（15%）の期限については、2年間延長を行うこととする。

	本則税率		措置法の税率
	中小法人 （資本金1億円以下の法人）	年800万円超の所得金額	
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

施行期日：令和3年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

II 電子帳簿等保存法の見直し

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理電子化による生産性向上、テレワーク推進、記帳水準向上及び適正な課税の実現等の観点から、電子帳簿保存制度を抜本的に見直す。

システム要件・事前手続き・内部統制要件の三位一体見直しにより、利用促進が大いに期待される。

1. システム要件の見直し

(1) 帳簿書類の電子保存

要件	内容	現行	改正案
① 税務署長の承認	事前に税務署長の承認を受けること	必要	不要
② 訂正・削除履歴の確保	次の要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。 (イ) 帳簿に係る電磁的記録に係る記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること (ロ) 帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること	必要	不要

③相互関連性の確保	帳簿に係る電磁的記録の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できるようにしておくこと	必要	不要
④関係書類の備付け	システム関係書類等(システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等)の備付けを行うこと	必要	必要
⑤見読可能性の確保	電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと	必要	必要
⑥検索機能の確保	(イ)取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索条件として設定できること	必要	不要
	(ロ)日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること		
	(ハ)二つ以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること		
⑦ダウンロード要件	税務職員の質問検査権に基づく帳簿書類データのダウンロードの求めがある場合に応じることとする	—	必要

税務署への届出書の提出及び上記②から⑤(⑤は取引年月日、取引金額、取引先に検索項目を限定)のすべての要件を満たせば、過少申告加算税が5%に軽減される。

(2) スキャナ保存制度

要件	内容	現行	改正案
① 税務署長の承認	事前に税務署長の承認を受けること	必要	不要
② タイムスタンプ等	書類受領後の一定期間内にタイムスタンプの付与	3日以内	最長約2月以内 一定のクラウド利用などの場合には不要(注1)
	受領者等の自署	必要	不要
③ 適正事務処理	相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等	必要	不要
④ 検索機能の確保	一定の項目を検索条件として設定できること	取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目	取引年月日、勘定科目、取引金額のみ

	日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること	必要	必要
			電磁的記録のダウンロードに対応する場合には不要(注2)
	二つ以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること	必要	電磁的記録のダウンロードに対応する場合には不要(注2)

(注1) 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム(訂正又は削除を行うことができないシステムを含む。)において、その電磁的記録の保存を行うことをもって、タイムスタンプの付与に代えることができることとする。

(注2) 保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合にあっては、範囲指定及び項目を組み合わせ設定できる機能の確保を不要とする。

(3) 電子取引(取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。)のデータ保存の見直し

要件	内容	現行	改正案
① タイムスタンプ等	書類受領後の一定期間内にタイムスタンプの付与	遅滞なく	最長約2月以内
			一定のクラウド利用などの場合には不要(注1)
	受領者等の自署	必要	不要
② 検索機能の確保	一定の項目を検索条件として設定できること	取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目	取引年月日、勘定科目、取引金額のみ
	日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること	必要	必要
			電磁的記録のダウンロードに対応する場合には不要(注2、3)
	二つ以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること	必要	電磁的記録のダウンロードに対応する場合には不要(注2、3)

(注1) 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム(訂正又は削除を行うことができないシステムを含む。)において、

その電磁的記録の保存を行うことをもって、タイムスタンプの付与に代えることができることとする。

(注2) 保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合にあっては、範囲指定及び項目を組み合わせ設定できる機能の確保を不要とする。

(注3) 判定期間における売上高が1,000万円以下である保存義務者が(注2)の求めに応じることとする場合にあっては、検索要件の全てを不要とする。

「判定期間」とは、個人事業者にあつては電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人にあつては電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいう。

Ⅲ 納税環境整備

1. 押印義務の廃止

国・地方公共団体を通じたデジタル・ガバメントの推進による行政手続コストの削減や、感染症の感染拡大により、あらわになった課題への対応といった観点から、税務手続の負担軽減のため、税務署長等に提出する国税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、現行において実印による押印や印鑑証明書の添付を求めているもの等を除き、押印義務を廃止する。また、地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても、国税と同様、押印義務を廃止する。

2. 源泉徴収関係書類の電子提出

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続きを抜本的に見直す。具体的には、事前承認制度を廃止するほか、現行の厳格な要件を充足する事後検証可能性の高い電子帳簿については、信頼性確保の観点から優良な電子帳簿としてその普及を促進するための措置を講ずるとともに、その他の電子的な帳簿についても、正規の簿記の原則に従うなど一定の要件を満たす場合には電子帳簿として電子データのまま保存することを当面可能とする。また、紙の領収書等の原本に代えてスキャナ画像を保存することができる制度(スキャナ保存制度)については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を講ずる。

地方税においては、地方たばこ税及び軽油引取税に係る書類等の電子的保存を可能とするとともに、地方税関係帳簿書類の電子的保存の要件等について、国税と同様、所要の措置を講ずる。

デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化についても引き続き検討していく。

3. スマートフォンの決裁アプリによる納付手続の創設

国税の納付手続について、国税を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービスに係る事項につきインターネットを利用して行う入力により納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができることとする。この場合において、納付受託者が国税を納付しようとする者の委託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、帳簿保存義務、納付受託者の指定の取消し等について所要の措置を講ずる。

施行期日：上記の改正は、令和4年1月4日以後に納付する国税について適用する。

4. クラウド等を利用した支払した支払い調書等の提出方法の整備

支払調書等の提出をする者は、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、クラウド等（国税庁長官の定める基準に適合するものであることについてそのクラウド等を管理する者が国税庁長官の認定を受けたものに限る。以下同じ。）に備えられたファイルにその支払調書等に記載すべき事項（以下「記載情報」という。）を記録し、かつ、税務署長に対してそのファイルに記録されたその記載情報を閲覧し、及び記録する権限を付与することにより、支払調書等の提出をすることができることとするほか、所要の措置を講ずる。

（注1）上記の届出及び国税庁長官の認定に関する手続については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする。

（注2）上記の改正と併せて、クラウド等に記録された支払調書等の記載情報を納税者が活用するための対応を運用上行う。

施行期日：上記の改正は、令和4年1月1日以後に提出する支払調書等について適用する。

5. 電子申告関連の整備

(1) イメージデータの提出

税務署長等に対する申請等で電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）によりその申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信することにより行うことができることとする。

（注1）上記の改正の趣旨を踏まえ、上記の申請等については、施行日前においても、運用上、上記により行うことができることとする。

（注2）政府全体として行政手続のデジタル化の推進を図る観点から、上記の改正と併せて、e-Taxとマイナポータル等のシステム連携による申告利便等の更なる向上に取り組む。

施行期日：上記の改正は、令和3年4月1日以後に行う申請等について適用する。

(2) 処分通知等の電子交付

電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等について、その範囲に次の処分通知等を加える。

① 加算税の賦課決定通知書の送付

② 所得税の予定納税額等の通知（予定納税額の減額承認申請に対する処分に係る通知を含む。）

③ 国税還付金振込通知書の送付

施行期日：上記①の改正は令和4年1月1日以後に行う送付について、上記②の改正は令和5年1月1日以後に行う通知について、上記③の改正は同年6月1日以後に行う送付について、それぞれ適用する

(3) 住民税の特別徴収税額通知

(4) 地方税共通納税システム

地方税の納付手続について、地方税を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービスにより納付しようとする場合には、地方団体の長が指定する事業者へ納付を委託することができることを法令上明確化する。この場合において、国税の制度と同様に、当該事業者の納付義務等について所要の措置を講ずる。

施行期日：令和4年1月4日以後に地方税の納付を委託する場合について適用する。

6. 国際関係の整備

(1) 納税管理人制度の拡充

クロスボーダー取引が活発化する中で、国内に何らの拠点を持たない外国法人や非居住者らによる経済活動が活発になる中、これらの者に対して税務調査等を行う場合には、国内に所在する納税管理人を通じた接触のほか、租税条約に基づいた情報交換要請等によって対応している。しかしながら、当局側から接触の必要性があるにもかかわらず、納税者による納税管理人の選任が行われなかったとしても、現状では当局側に取りうる措置がないことから、このような場合についても効果的に税務調査等を行うため、納税管理人が適切に選任されることを確保する措置を講ずる。

(2) 国外からの納付方法の拡充

国外に住所又は居所を有する納税者が行う国税の納付について、国外の金融機関を通じて国税収納官吏の国内預金口座に送金する方法により行うことができることとする。この場合において、その国外の金融機関を通じて送金した日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定を適用するほか、納付に必要な情報の提供手続等について所要の措置を講ずる。

施行期日：令和4年1月4日以後に納付する国税について適用する。

(3) 租税条約に関する届出の電子提出

条約届出書等の提出手続について、次の措置を講ずる。

① 源泉徴収義務者等に対する書面による提出に代えて、源泉徴収義務者等で一定の

要件を満たすものに対して条約届出書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該条約届出書等の提出があったものとみなす。

(注) 条約届出書等(社債、株式等の振替に関する法律の対象となる振替株式等の配当等に係る一定の条約届出書等を除く。)の提出を行う者が、当該条約届出書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合には、その者の氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

②条約届出書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う者は、当該条約届出書等に係る添付書類の源泉徴収義務者等に対する書面による提出に代えて、当該条約届出書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供に併せて源泉徴収義務者等に対して当該添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(当該添付書類が居住者証明書等である場合には、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録で一定の解像度及び階調の要件を満たすものに限る。)の提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該添付書類の提出があったものとみなす。

以上